

会議顛末書

						記録者	副主幹 鈴木滉平	
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	課 長	課長補佐	主 係	査 長	グループ員
	市 長		副 市 長		部 長		課 長	
件 名	令和4年4月副部長会議							
年 月 日	令和4年4月20日（水）							
時 間	午前9時～午前9時50分							
場 所	附属棟2階会議室							
欠 席 者	中村教育部長（副部長兼任）							
内 容	<p>1 龍ヶ崎市公共下水道を稲敷市の住民に利用させることに関する協定の締結について [下水道課]【審議事項】 資料に基づき、下水道課より説明を行った。</p> <p>≪主な意見・質疑≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定書(案)は他自治体の協定書を参考にしたのか。 ⇒ 当市と牛久市で既に締結している協定書を参考とした。 ・ 県への手続の確認は行ったのか。 ⇒ 県に確認したところ、県への手続は特段必要ないとのことであった。 ・ 今回の協定書(案)に受益者負担の金額に関する記載がないのはなぜか。 ⇒ 今回の協定書はあくまで利用についての協定であるため、具体的な金額の記載はない。使用料等については別途協定書を締結する予定となっている。 ・ 亜鉛を含む水を公共下水道に流すことに問題ないのか。 ⇒ 無害化处理の上、水道水質の基準を満たしていれば問題ない。 ・ 市内流入と区域外流入によって下水道使用料等の計算方法に差はあるのか。 ⇒ いずれも使用料は市の条例で定められている単価と同じ金額で計算する。負担金は市街化調整区域の単価で算出することとなっている。 ・ 区域外流入の使用基準はあるのか。 ⇒ 公共下水道区域外使用に関する取扱要綱における使用確認基準6項全てを満たさなければ使用できないが、今回は基準を満たしているため、使用については問題ない。 ・ 協定書の記載内容については、法制総務課に確認を取っていただきたい。 <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 副部長会議の概要及びスケジュールについて企画課より説明を行った。 							
要 措 置 事 項								
情 報 公 開	公 開		非公開（一部非公開を含む）とする理由		（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）			
			公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）		年 月 日			